

申込みに際しての承諾書

この書類は、市営住宅入居申込書と一緒に提出して下さい。

下の各事項に承諾の上、□にレ点チェックをしてください。なお、1 つでも承諾いただけない項目がある場合は、申込みの受付はできません。

- ☐ 申込日現在において、市税や各種使用料等の滞納・納付遅延はありません。
このことについて、住宅管理係が市税や各種使用料の滞納状況等を関係部署に照会する事に同意します。滞納・納付遅延が判明した場合は、今回の市営住宅入居申込が取消しとなっても異議申し立ていたしません。
- ☐ 入居の際、住宅使用料の3か月分の敷金を納付します。駐車場利用の場合は、1台につき3か月分の保証金を納付します。
- ☐ 入居の際、連帯保証人を立てます。
(連帯保証人：独立で生計を立て、申込者と同等以上の収入を有する者。)
- ☐ 単身世帯の場合は、連帯保証人とは別に身元引受人を立てます。
(身元引受人：原則、市内在住者で、連帯保証人と共に入居から明渡完了まで責任をもって対応できる者)
- ☐ 入居する住宅は、あくまでも以前に他の方が居住していた住宅であるため、居住する上で最低限必要な修繕のみを行っており、新築時と同じ状態へ復元をしたものではないことを了承します。
- ☐ 市営住宅での迷惑行為、各種ペットの飼育・餌付けなどを行いません。
- ☐ 市営住宅入居後は、管理組合・自治会等に必ず加入し、団地内の維持管理・清掃など管理組合・自治会等の活動へ積極的に参加します。また、住宅・駐車場使用料のほかに管理組合・自治会等で定められた共益費等を遅延なく支払います。
- ☐ 入居中の構造上重要でない部分の修繕は、原則自費にて行います。
- ☐ 入居中に世帯員・連帯保証人・身元引受人に各種異動が生じた、または生じる場合は、必ず住宅管理係へ届け出ます。
- ☐ 退去の際は、畳・フスマ・網戸の張替え、室内清掃・過失による壁面などの補修は自費にて実施します。

以上の内容に承諾したうえで申し込みます。

令和 年 月 日

申込者氏名	
-------	--